

愛知県一時保護所移転整備事業に係る事業者ヒアリング調査

実施要領

1 調査の趣旨

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、児童虐待や保護者の入院など様々な理由により、保護者が子どもを養育できないと児童相談所が判断した場合、一時的に保護するための施設です。愛知県では、尾張地域と三河地域に2か所の一時保護所を設置し、政令指定都市である名古屋市を除く県域を対応しています。

改正児童福祉法(令和4年法律第66号)において、一時保護所の設備や運営に関して初めてとなる国の基準が令和6年4月に施行され、一時保護児童の健やか且つ安全な生活を提供することを目的とし、個室化や学習室の整備などが求められています。また、近年一時保護を要する児童が増加傾向にあり、施設の老朽化も進んでいることから、今後の対応が難しくなっています。

こうした背景を踏まえ、愛知県では、一時保護所に入所する児童の環境改善と受入体制の強化を図るため、三河地域の一時保護所を移転・増改築することとしました。県産木材の積極的な活用、イニシャルコストを含むコストの低減、工期短縮を図ること、民間のデザイン力のある設計及び優れた施工技術を期待し、設計(基本、実施)・施工一括発注方式により実施することとし、事業者の選定は、総合評価落札方式の一般競争入札を採用し、総合評価審査委員会を設置したうえで、事業者からの技術提案と価格を総合的に評価し落札者を決定します。

本調査は、事業者の公募に先立ち、民間事業者の皆様との個別対話(ヒアリング)等を行うことで、本事業に対する参画の意向やアイデア、市場性の有無などを把握し、公募の条件に反映させるとともに、早い段階で広く情報提供を行うことで、応募に向けて十分な準備を行っていただくことを目的として実施します。

2 調査の実施方法

本調査は、以下の方法で実施します。

- ◆参加申込をいただいた事業者(法人又はグループ)毎に、個別対話を行います。
- ◆個別対話は、県が後日指定する場所において原則対面形式で行いますが、申込状況により、一部オンライン形式とさせていただきます。
- ◆1回の対話時間は1法人(又は1法人グループ)当たり60分程度を想定しています。
- ◆参加申込をした事業者に配布する参考資料などを踏まえ、下記の事項について御意見等をお聴かせください。

本調査において確認したい事項は、以下のとおりです。

(1)事業全体の考え方	○事業内容(設計、建設工事、工事監理、移転支援業務) ○事業スケジュール(供用開始時期、事業期間) ○事業費
(2)公募条件について	○応募者の参加資格(事業所要件、実績要件)
(3)本事業への参画意向	○本事業への関心、事業参画意向 ○本事業への参画に向けて行政に期待すること
(4)その他	○本事業に関する意見や要望、提案など

3 調査スケジュール

本調査は、以下のスケジュールで実施します。

日時	内容
令和7年 7月7日(月)	実施要領の公表
7月18日(金) 17時まで	参加申込書等(別紙1、別紙2)の受付
7月23日(水)まで	調査実施日時の通知
7月29日(火) 17時まで	参考資料の貸与
7月30日(水) 17時まで	ヒアリング調査シートの提出
8月4日(月)～8月8日(金)	ヒアリング調査の実施
9月頃	調査結果概要の公表

4 参加手続き

(1)参加資格

本調査に参加することができる者は、本事業への参加意向がある事業者(法人又はグループ)とします。

(2)参加申込書等の受付

本調査に参加を希望される事業者は、本要領をご確認いただいた上、7月7日(月)から7月18日(金)17時までに、「【別紙1】参加申込書」、「【別紙2】守秘義務遵守誓約書」に必要事項を記入し、連絡先メールアドレス(「7 連絡先」を参照)宛てに、件名を【愛知県一時保護所移転整備事業ヒアリング調査参加申込書の提出】として送付してください。

(3)調査実施日時の通知及び参考資料の貸与

「【別紙1】参加申込書」、「【別紙2】守秘義務遵守誓約書」の受領後、ヒアリングを実施する日時について、調整の上、ヒアリング調査参加事業者に対し7月23日(水)までに電子メールでご案内します。実施日時は、都合により希望に添えない場合もありますので、予め御了承ください。

また、ヒアリング調査参加事業者に、本事業に関する参考資料として、以下を貸与することができます。参考資料の貸与を希望するヒアリング調査参加事業者に対して、7月29日(火)17時までに調査実施主体の窓口で直接配布(郵送を希望する場合は郵送)します。なお、参考資料は情報管理の観点から紙面で配付することとし、ヒアリング実施時まで返却すること、また、貸与した参考資料の複写を禁ずることとします。

貸与資料	○愛知県一時保護所整備基本計画策定業務報告書(令和7年3月) ○愛知県一時保護所整備事業入札説明書(案) ○愛知県一時保護所整備事業要求水準書(案)
------	--

(4)ヒアリング調査シートの提出

ヒアリング調査に先立って、「【別紙3】ヒアリング調査シート」にご意見等を記入の上、7月30日(水)17時までに連絡先メールアドレス(「7 連絡先」を参照)宛てに、件名を【愛知県一時保護所移転整備事業ヒアリング調査シートの提出】として送付してください。なお、ヒアリング調査でお聞きする内容は、「【別紙3】ヒアリング調査シート」の内容に限定するものではありません。

5 整備内容

本事業で整備を予定する施設は、以下のとおりです。

計画地	三河地域
建物用途	児童福祉施設等(児童福祉法第12条の4に定める一時保護所)
敷地面積	約7,000㎡
入所定員	約60名

6 その他留意事項

- ◆本調査への応募にあたり、不明な点は「7 連絡先」までお問い合わせください。
- ◆【別紙2】守秘義務遵守誓約書のとおり、本調査により知り得た情報に対して秘密保持を遵守してください。
- ◆調査終了後、調査結果の概要の公表を予定しています(時期未定)。公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。参加者の名称、参加者のノウハウに関わる内容や本事業に関係がないと考えられる内容については公表しません。
- ◆今後、当該事業に関する事業者公募が実施される場合において、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。また、本調査に参加しなかった場合でも、事業者公募に参加することは可能です。
- ◆本調査への参加に要する費用(書類作成、ヒアリング等への参加費用等)は参加者の負担となりますので、ご了承ください。
- ◆必要に応じて、追加で聞き取り(文書照会を含む。)を行うことがあります。その際はご協力をお願いします。

7 連絡先

参加申込書、守秘義務遵守誓約書については、下記までご提出ください。なお本調査への質問については、下記の連絡先までお問い合わせください。

【調査実施主体】愛知県福祉局児童家庭課 児童虐待対策グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)
電話:052-954-6281(ダイヤルイン)
メールアドレス:jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

※なお、本調査の実施にあたっては、「愛知県一時保護所移転整備に係るデザインビルド事業コンサルタント業務委託」の受託事業者であるランドブレイン株式会社、同発注者支援機関である愛知県住宅供給公社が、調査実施主体とともに対応します。

8 別紙

- 【別紙1】参加申込書
- 【別紙2】守秘義務遵守誓約書
- 【別紙3】ヒアリング調査シート